

商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金募集要領

1. 制度の概要

公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）では、商社等が、複数の県内製造業者が持つ、製品や部品、技術の強みを生かして、展示会等で発信し、販路拡大を行う取り組みについて必要な経費の一部を助成することにより、県内製造業の営業力強化を図ります。

2. 助成対象となる事業者とは

県内に事業所を有する製造業者が製造する機械金属、樹脂、電気及び電子製品部品等の卸販売や営業代行を行う商社等

3. 対象となる事業とは

商社等が、そのノウハウや人脈を活かして、複数の県内製造業者が有する製品、部品の特徴や、技術の得意分野を組み合わせ、製造業者間の連携を創出し、展示会等で発信することで販路拡大を行う事業を対象とします。

なお、展示会出展、商談会等への参加にあたっては下記の事項に留意して下さい。

- (1) 2社以上の製造業者製品、部品、技術等を発信、紹介する展示とすること。
- (2) 会場での集客増加に向け、事前の情報発信(告知、宣伝、DM等)を十分に実施すること。
- (3) 成約につなげるための出展後のフォローアップを行うこと。
- (4) 展示会、商談会の規模、出展回数は問わないが、製造業者と顧客の適切なマッチング等の効果が見込まれるものを選定すること。
- (5) 製造業者から出展等に係る負担金を徴取することは差し支えないが、総事業費から補助金額を除いた金額以上の負担金を徴取してはならない。

4. 助成対象となる期間

事業期間は最長で令和5年2月末日までとする。

5. 助成対象となる経費

次に掲げるもので、(1)を除いては交付決定日以降に発生する経費を対象とします。ただし、4月中に開催される展示会に限っては、やむを得ず3月以前に生じた経費のうち、必要かつ適当と認められる経費を対象に含めます。

- (1) 展示会、商談会出展料
- (2) 展示会出展に係る装飾費
- (3) 会場費(展示会、商談会等開催に係る会場借料等)
- (4) 広告、宣伝経費(パンフレット、宣伝動画等の製作に要する経費)
- (5) 旅費(展示会、商談会への出展、フォローアップに要する旅費)
- (6) 輸送費(展示物の輸送等に要する経費)
- (7) 展示品製作費
- (8) 人件費(展示会会期中に雇う補助員に係る経費)
- (9) その他しまね産業振興財団代表理事理事長が必要と認める経費

6. 助成率及び上限金額について

交付対象経費の2/3の額(千円未満切り捨て)とし、上限を300万円とします。

7. 助成の制限

同一年度内における県内事業者への助成は原則として1回までとします。

8. 募集期間

1次締切：令和4年4月28日

上記募集期間終了後は随時募集とします。ただし、予算額に達した時点で終了となります。

9. 申請の方法

申請様式に必要な事項を記入の上、必要書類と合わせてメール、または郵送で提出してください。

※メールの場合、助成金交付申請書（様式第1号）は押印したものをPDFで保存し添付してください。

(1) 助成金交付要綱、申請様式、計画書・報告書については、財団ホームページからダウンロードできます。

(2) 申請時の提出物は次のとおりです。

①助成金交付申請書（様式第1号）

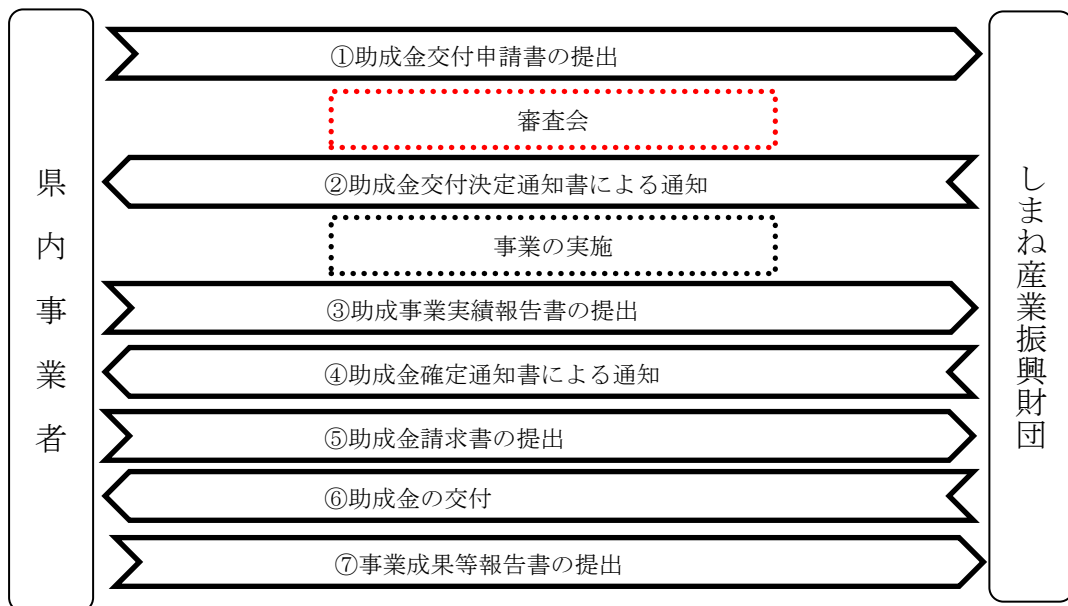
②助成事業計画書（別紙1 様式第1号関係）

③直近2期分の決算書類

④県税の納税証明書（県が課税する全税目に未納税額のない証明）

※同一の事業に対し国、市町村等の助成金を受けている場合は必ずお申し出ください。

10. 申請の流れ



11. 注意事項

- 審査会では事業計画についてプレゼンテーションが必要です。
- 応募多数の場合は書面による1次審査を行います。
- 事業終了後一定期間（3年間）は、事業の成果について調査を行いますので、ご協力をお願いします。

公益財団法人 しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

TEL : 0852-60-5114 FAX : 0852-60-5114 E-mail : shinko@joho-shimane.or.jp